



福岡医発第561号(地)

平成15年 6月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 関 原 敬 次 郎



「重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について」及び「国内線を運行する航空機内においてSARS疑い例者等が発生した場合の対応について」

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群（SARS）につきましては、貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり情報提供がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下医療機関等へのご高配方よろしくお願い申し上げます。



「公印省略」

平成15年 6月 6日

福岡県医師会長
福岡県病院協会会長
福岡県私設病院協会会長
福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長

(健康対策課結核感染症係)

「重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について」及び
「国内線を運行する航空機内においてSARS疑い例者等が発生した場合の対応について」

標記の件については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」（平成15年3月17日14健結第430号）等で貴会員に対する周知等を依頼したところです。

このたび、別紙（写）のとおり厚生労働省より情報提供がありましたのでお知らせします

つきましては、貴会員への周知をお願いします。



事 務 連 絡
平成15年6月5日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）担当者 殿
特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について（情報提供）

標記について、添付のとおり各検疫所長あてに通知しましたので、情報提供いたします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>）を申し添えます。

健感発第 0605001 号
平成 1 5 年 6 月 5 日

各 検 疫 所 長 殿

結核感染症課長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群 (S A R S) に関する検疫所の対応について

標記については、当職通知、平成 1 5 年 4 月 4 日付け健感発第 04044002 号、平成 1 5 年 5 月 7 日付け健感発第 0507001 号、及び検疫所業務管理室長からの平成 1 5 年 4 月 4 日付け事務連絡により、S A R S に関する船舶の検疫を実施して頂いているところであります。

今後、世界保健機関 (W H O) の指定する伝播確認地域から本邦に来港する船舶の S A R S に関する検疫をより強化するため、下記の事項に留意し、S A R S 対策に遺漏のなきようお願いいたします。

なお、伝播確認地域からの者が乗組員の交代等により乗船した場合、その他 S A R S に関する検疫を実施する必要が認められる場合においても、同様に対応するよう併せてお願いいたします。

記

1 . 入港前の確認事項

伝播確認地域から来航する船舶について、無線検疫の通報、検疫前通報において次の事項を確認する。

- ・ 日本到着前 1 0 日間の伝播確認地域への寄港の有無、上陸の有無、入港・出港年月日
- ・ 入港前 1 0 日間の S A R S の患者又は疑いのある者との接触の有無
- ・ 発熱者の有無
- ・ 解熱剤の使用の有無
- ・ 咳、呼吸困難等の呼吸器症状の有無
- ・ 乗組員及び乗客全員 (以下、「乗組員等」という。) の到着前 2 4 時間以内の各人の体温

2 . 船舶への指導、要請事項

伝播確認地域から来港する船舶内で、38 以上の発熱、呼吸器症状等がある乗組員または乗客（以下、「有症者」という。）がいる場合には、当該船舶に対して次の事項を要請する。

- ・有症者は個室での隔離を実施する。
- ・有症者との接触は最小かつ限定した者のみとし、感染防止対策（マスク、ゴム手袋、手洗い、うがい）を実施する。
- ・朝夕の体温測定（2回）と症状、使用した薬剤の記録及び報告を行う。
- ・有症者の使用するトイレを限定し、必要な場所の消毒を実施する。

3 . 船舶代理店、水先人への指導及び情報提供

- ・船舶代理店及び水先人に対して、SARS の伝播確認地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報を提供するとともに、伝播確認地域から10日以内に本邦に来港する船舶を水先人に明確に指示し、乗船時の注意事項を指導する。
- ・伝播確認地域からの船舶の乗組員等については、極力上陸を控えるように船舶の長に要請する。

4 . SARS に関する臨船検疫及び着岸検疫に関する事項

- ・客船においては、臨船検疫又は着岸検疫を実施することとし、質問票を事前に配布し、記入したものを回収するとともに、全員の体温測定を実施する。本邦に上陸する者には健康カードを配布する。
- ・船舶内に有症者がいる場合には、「SARS 患者の搬送の判断基準」により特定感染症指定医療機関等への搬送の必要性を判断する。
搬送に至らない症状が軽度な者においては、マスク等により必要な感染防御を行った後、医療機関を受診するように勧め、適切な医療機関を紹介する。また、併せて該当者の船舶内における健康監視を船舶の長に依頼する。
- ・船内に有症者または症状が軽度な者がいる場合には、停泊期間中は他の乗組員に対しても健康監視を船舶の長に対し依頼する。

5 . 国内において二次港等へ寄港を予定している船舶の対応

- ・検疫終了後二次港等において、船舶内で有症者が発生した場合は、船舶からの情報が速やかに検疫所に届くように船舶代理店等に対して要請するとともに、検疫所間の連携を密にし、適切な対応を実施する。



事 務 連 絡
平成15年6月5日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

国内線を運航する航空機内においてSARS疑い例者等が
発生した場合の対応について（情報提供）

標記について、民間の航空業者からなる定期航空協会から、対応方針を作成したとの連絡がありました。

当該対応方針について、別添のとおり送付させていただきますので、管内に空港を有する保健所においては空港事務所との連携を図られますようお願いします。

なお、疑い者等の発生の連絡があった場合には、行動計画に基づいた対応をしていただくとともに、当課あて連絡をいただきますよう併せてお願いします。



定航協 第33号

2003年6月5日

厚生労働省健康局
結核感染症課
課長 遠藤 弘良 殿

定期航空協会
専務理事 坂元 敏



国内線を運航する航空機内においてSARSが疑われる
搭乗者が発生した場合の航空会社の対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会並びに会員各社の事業に対し格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の会員各社は、国際線を運航する航空機内においてSARSが疑われる搭乗者が発生した場合、到着地空港の検疫当局の指示に従い、対応を講ずることといたしております。

今般、会員各社は、国内線を運航する航空機内においてSARSが疑われる搭乗者が発生した場合にも、WHO・国際民間航空機関(ICAO)・国際航空運送協会(IATA)が出した指針等に基づき、国際線における対応に準じ、下記の対応を取ることと致しましたので、ご報告申し上げます。あわせて、本対応につき、貴関係機関に対し周知下さいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 管轄保健所等への通報

国内線を運航する航空機内で、SARS3要件(※)に該当する搭乗者が発生した場合、会員各社は当該機の到着地空港を管轄する保健所等に通報するとともに、2. の対応を実施することとします。

2. 通報後の対応

- (1) 原則として、当該搭乗者の前後2座席列(計5座席列)の搭乗者の氏名・連絡先等を確認いたします。
- (2) (1)の実施後、同乗旅客には降機いただき、乗務員も降機いたします。
- (3) 当該搭乗者の取り扱いは、保健所・医療機関等の指示に従うことといたします。
- (4) 当該機につきましては、客室内の全座席廻り・ギャレー・トイレ等の消毒を実施いたします。
- (5) 保健所等から、追加の指示をいただいた場合には、それに従うことといたします。

(※)「SARS3要件」

- ① 38℃以上の急な発熱 かつ
- ② 咳、呼吸困難等の呼吸器症状 かつ
- ③ 発症前10日以内に、伝播確認地域に滞在したかまたは SARS 感染者に濃厚な接触をしたもの。

以上